

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況について

1. 条例の運用状況

■ 条例の概要 ■

- 社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指して、平成24年10月に施行（平成26年10月及び平成29年11月一部改正）
- 13歳未満の子どもに対し、不安を与える行為及び威圧する行為等を禁止するとともに、これらの行為の発見者に通報等の努力義務を規定。
- 18歳未満の子どもに性犯罪を行い、刑事施設に服役の上、刑期の満了の日から5年を経過しない者で府の区域内に住所を定めた者に対して住所等の届出義務を課するとともに、社会復帰に関する相談その他必要な支援を実施。

■ 活動実績等 ■

1. 子どもの安全確保に関する啓発活動

民間事業者、府民の協力のもとに、こども110番運動の展開や啓発物品の作成・配付、各種媒体を介した広報啓発などに取り組んでいる。

- ・こども110番運動、「5つの約束」、子どもの安全見まもり隊
- ・民間事業者とタイアップした防犯ブザーや啓発用クリアファイル等の作成・配付
- ・治安対策課ホームページに性犯罪の専用サイトの開設



2. 規制を行う行為及び配慮事項

- ・大阪府内での13歳未満に対する声かけ等事案の認知件数 ・ 検挙件数

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	624	617	679	842	781	834	160

平成24年10月～平成30年3月
7件（全て第九条第二号関係）

<参考>
(威迫する行為等の禁止)
第九条 何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
一 いかりをつげ、又はごまかすこと。
二 身体、衣服等を捕らえ、又はつまようじをさすこと。

- ※1 「声かけ等」とは、性犯罪の前兆事案とみられる声かけ、つきまとい等をいう。
- ※2 平成30年は1月～3月までの件数（暫定値）。

3. 住所等の届出状況（平成24年10月～平成30年3月）

① 年度別の届出者数

年度	平成24年度(10～3月)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
人数	8名	21名	11名	32名	24名	25名	121名
比率	7%	17%	9%	26%	20%	21%	100%

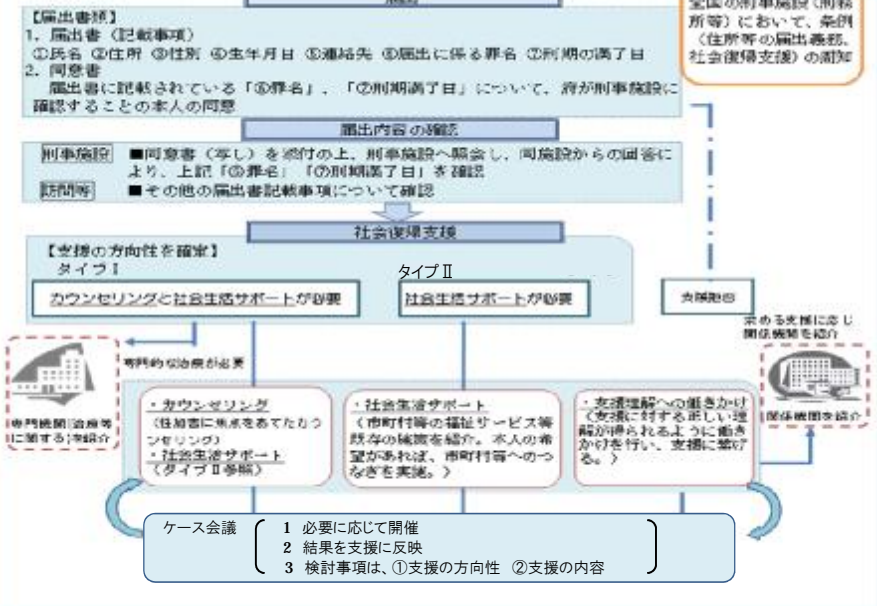
※比率は小終点以下を四捨五入（以下、同じ）

② 年代別・主要罪名別の届出者数

年代	主要罪名	強制わいせつ	強姦	集団強姦	強盗強姦	略取誘拐	児童ポルノ	合計(比率)
20代		12名	3名	1名	1名		1名	18名(15%)
30代		20名	6名		2名	2名	5名	35名(29%)
40代		19名	11名	1名		1名	5名	37名(31%)
50代		12名	8名			1名		21名(17%)
60代		4名					3名	7名(6%)
70代		3名						3名(2%)
人数		70名	28名	2名	3名	4名	14名	121名
比率		58%	23%	2%	2%	3%	12%	100%

■ 社会復帰支援の運用状況 ■

(フロー)



・ 年度別の社会復帰支援対象者数及び支援回数

支援率 40%

年度	平成24年度(10～3月)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
届出者数①	8名	21名	11名	32名	24名	25名	121名
新規支援対象者数②(累計)	5(5)名	12(17)名	5(22)名	13(35)名	10(45)名	4(49)名	49名
支援率②÷①	63%	57%	45%	41%	42%	16%	40%

※「年度別支援対象者数」とは、当該年度中に社会復帰支援を受けた人数を示す。

・ 年代別・主要罪名別の社会復帰支援対象者数及び支援率

罪種	強制わいせつ	強姦	集団強姦	強盗強姦	略取誘拐	児童ポルノ	合計
20代 対象者数/届出者数 支援率	7名/12名 58%	0名/3名 0%	0名/1名 0%	0名/1名 0%		1名/1名 100%	8名/18名 44%
30代 対象者数/届出者数 支援率	9名/20名 45%	2名/6名 33%		0名/2名 0%	2名/2名 100%	1名/5名 20%	14名/35名 40%
40代 対象者数/届出者数 支援率	9名/19名 47%	4名/11名 40%	0名/1名 0%		0名/1名 0%	2名/5名 50%	15名/37名 41%
50代 対象者数/届出者数 支援率	5名/12名 42%	2名/8名 25%			1名/1名 100%		8名/21名 38%
60代 対象者数/届出者数 支援率	2名/4名 50%					2名/3名 67%	4名/7名 57%
70代 対象者数/届出者数 支援率	0名/3名 0%						0名/3名 0%
対象者数/届出者数 支援率	32名/70名 46%	8名/28名 29%	0名/2名 0%	0名/3名 0%	3名/4名 75%	6名/14名 43%	49名/121名 40%

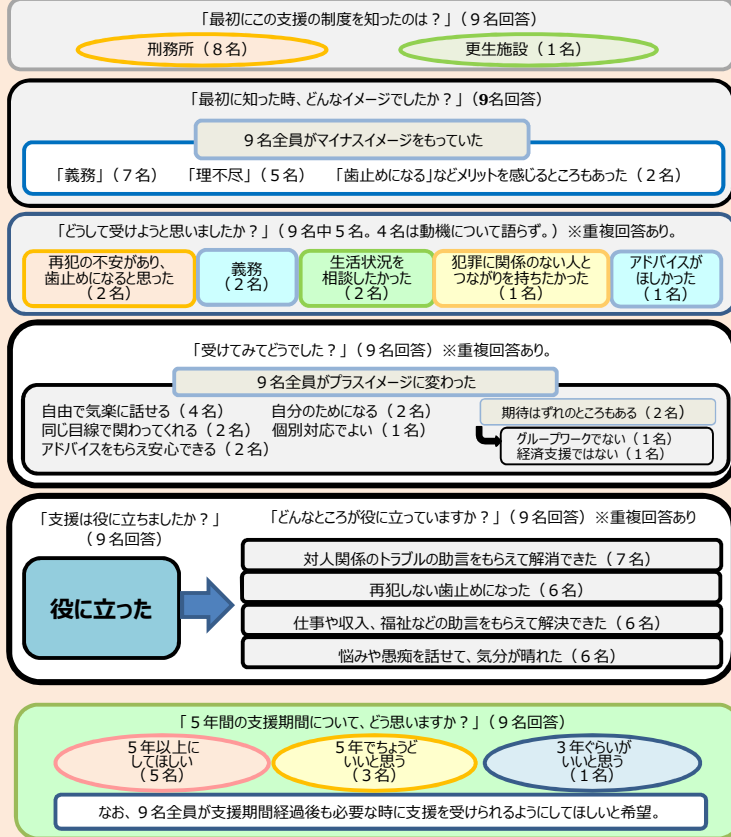
※社会復帰支援を受けた49名の年代別の割合を示す。

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況について

2. 社会復帰支援の効果にかかる考察

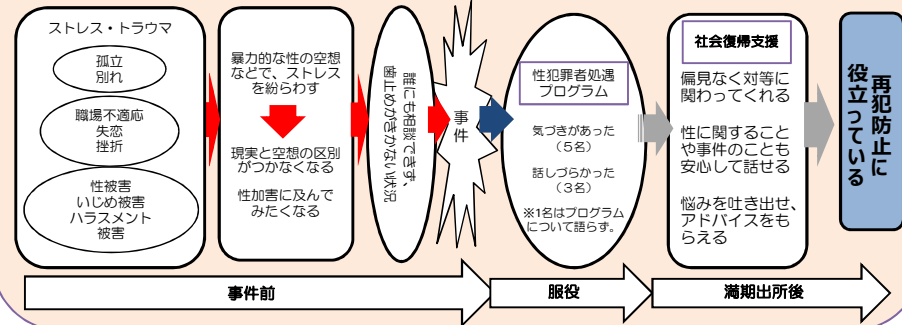
1. インタビュー調査の結果から見た支援の効果

⇒ 支援を受けた対象者にインタビュー調査を行い、受援前と受援後のイメージの変化や、支援を受けて役に立った点などから、社会復帰支援の効果について明らかにした。 (協力を得られた対象者9名に対し、インタビューを実施)



2. 事件の動機、背景から見た支援の効果

⇒ 事件を起こした動機や背景などから、社会復帰支援の効果について明らかにした。 (インタビュー調査に協力得られた対象者9名全員の共通点をまとめた)



■ 届出率について ■ 6.3% (推計)

	仮出所者	満期出所者	合計
法務省で把握した人数※	8名	11名	19名
大阪府に届出した人数	5名	7名	12名
合計	6.3%	6.4%	6.3%

※ 出所時等の居住地を「大阪府」と申告した人数

法務省 (大阪刑務所、滋賀刑務所、加古川刑務所、大阪保護観察所、大阪保護観察所堺支部) の協力により提供された、平成30年1月1日から平成30年6月30日の期間内に刑期満了となった者で、かつ、条例第12条第1項に規定する住所等の届出義務を有する見込み者数から、届出率を調査した。 (推計)

■ 社会復帰支援に来ない理由 ■

理由	人数
1. 仕事などで忙しい	24名
2. 社会復帰支援制度に否定的 (※)	16名
3. 相談するほど困っていない	14名
4. 相談できる人 (機関) がある	7名
5. 不明	6名
6. 届出後すぐ府外に転居	3名
7. 疾病のため外出困難	2名
合計件数	72名

※ 社会復帰支援制度に否定的

『カウンセリングに効果があると思えない。』『行政が信用できない。』などの偏見・誤解など

- ・ 各人の事情 (仕事など) により、支援 (面接によるカウンセリング) を受ける余裕がない。
- ・ 支援制度について誤解や偏見があり、警戒している
- ・ 支援の必要性を感じていない、もしくは、困り事に気づいていない。
- ・ 支援の必要性を感じているが、相談できる相手がいる。

3. 社会復帰支援制度の今後の課題

社会復帰支援は再犯の抑制効果が認められると言えるが、今回の条例施行後の運用状況とりまとめにより明らかとなった次の課題について、今後改善に取り組んでいき、社会復帰支援制度をより効果的・発展的に運用できるよう努めていく。

- 制度の周知 ■
 対象者からの確実な届出の履行
 ⇒ 制度について、誤った認識を持っていた対象者がいた。届出は支援につなげるためのものであり、的確・適切な制度教示について、今後も刑事施設等に協力を求め、届出率の向上に努めていく。
- 効果的な支援の実施 ■
 仕事など理由があつて支援を受けられない者等への対応の検討
 ⇒ 「電話」や「メール」によるカウンセリングなど、各人の事情に応じた社会復帰支援の実施を検討し、支援率の向上に努めていく。
 また、対象者と接する機会が多い家族等による支えも重要なことから、希望する家族等へのアドバイスの実施のほか、支援期間満了者の性衝動が起きた際のフォローアップについても検討していく。
- 国からの情報提供 ■
 再犯防止の実効性を高めるため、対象者に関する情報の提供について、引き続き国と協議していく。